

○奈良県警察健康診断実施要領の制定について（例規）

（平成4年12月28日例規第64号）

[沿革] 平成11年6月例規第30号、15年4月例規第13号、16年3月第15号、26年3月第10号改正

別記のとおり制定し、平成5年1月1日から実施することとしたから、適切に運用されたい。
別記

奈良県警察健康診断実施要領

1 趣旨

この要領は、奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号。以下「健康管理規程」という。）第11条第3項、第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、定期健康診断、特別健康診断及び採用時健康診断の実施要領について必要な事項を定めるものとする。

2 定期健康診断

定期健康診断は、次の表に定めるところにより実施するものとする。

検診名	検査項目	対象者
一般健診	診察、身長、体重、視力、聴力、血圧、血液、尿及び心電図検査	全職員
	眼底検査	血圧等の検査の結果、必要があると認められる職員
胸部検診	胸部エックス線間接撮影	全職員（既往者を除く。）
	胸部エックス線直接撮影	既往者
胃部検診	胃部エックス線間接撮影	35歳以上の職員及び30歳以上35歳未満の職員で希望するもの
婦人科検診	乳がん及び子宮がん	30歳以上の女子職員で希望するもの
大腸がん検診	便潜血反応検査	35歳以上の職員
その他の検診	腹部超音波検査	40歳以上の職員
	その他必要と認められる検査	健康管理責任者が指定する職員

3 特別健康診断

特別健康診断は、次の表に定めるところにより実施するものとする。

検診名	検査項目	対象者
特定物質等取扱 従事者検診	診察及び四肢運動機能、聴力、血圧、尿、肺活量等検査	潜水作業従事者
	診察及び血液、皮膚、眼底、屈折調節、細隙燈、矯正視力、眼圧等検査	エックス線取扱作業従事者
	診察並びに血圧、尿、肝機能及び血液検査	印刷作業従事者 科学捜査研究所職員
	代謝物検査	科学捜査研究所化学係職員
	診察並びに血圧、尿、肝機能、血液、鉛、代謝物等検査	車両整備作業従事者
	診察及び鉛検査	けん銃特別訓練員
学校給食調理従事者検診	腰部エックス線直接撮影	炊事担当職員
	検便等検査	
航空機整備作業従事者検診	診察及び聴覚検査	航空機整備係員
車両乗務員検診	診察及び視力、聴力、血圧、尿、握力、心電図、平衡機能等検査	白バイ、警ら用無線自動車等乗務員
鑑識作業及び交通凶化作業従事者検診	診察及び視力、両眼視機能、屈折調節、眼圧等検査	鑑識指紋・写真・足こん跡係員 交通鑑識係員
VDT作業従事者検診	診察及び視力、両眼視機能、屈折調節、眼圧、握力等検査並びにタッピングテスト	VDT作業従事者
健康管理責任者が特に指示する検診		健康管理責任者が指定する職員

4 採用時健康診断

採用時健康診断は、次の表に定めるところにより実施するものとする。

検診名	検査項目	対象者
新規採用者検診	診察、身長、体重、視力、聴力、胸部エックス線間接撮影、血圧、血液、尿及び心電図検査	新規採用者（他の官公庁からの派遣者及び出向者を含む。）

5 健康診断の省略

健康管理責任者は、前記2から4までに定める健康診断について、職員の健康管理上特に必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。